

小学校における「地域」の学習に関する考察 —新学習指導要領の全教科にみるカリキュラム・マネジメントの視点からの分析—

Use of the “Region” Concept in Elementary School: Analysis of All Subjects in “the New Course of Study” from the Perspective of Curriculum Management

花輪 由樹* 池田 匡史**
HANAWA Yuki IKEDA Masafumi

学習指導要領改訂により新たに注目されていることに、子どもや地域の実態を踏まえて学校毎に「カリキュラム・マネジメント」を行うことや、地域の人的・物的資源を活用し学校外の協力も得ながら教育的課題を解決していく「社会に開かれた教育課程」を具体的にどのように果たすのかということがある。そこで本研究は「地域」に焦点をあて、平成29年に告示された小学校新学習指導要領とその解説を対象に、「地域」に関する学習が各教科等でどのように提示されているのかを探り、学校教育全体で地域学習がどのように行われうるかその可能性を考察した。まず「地域」の用語について量的調査を行ったところ、最も多く触れられていたのは「社会」であり、この結果は前回の学習指導要領も同様であった。掲載箇所注目すると、「第1 目標」「第2 各学年の目標及び内容」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に分かれており、発達段階別にみると低学年では「生活」、中学年では「社会」、高学年では「家庭」「社会」に集中してみられた。具体的な内容としては、「第1 目標」には「社会」「生活」の記載がみられ、知識学習と心情・態度に関する学習の両面がみられた。「第2 各学年の目標及び内容」においても、知識と心情に関する学習がみられたが、内容の扱い方によっては単なる知識の習得で終わらないものもあり、提示のされ方によっては主体的に「地域」に関わる学習の展開可能性がうかがえた。また身近な地域から他地域へという空間軸が広がっていく学習や、過去・現在・未来の時間軸を意識させる学習といった視点も含んでいた。「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」には、学習者が実態を把握する対象としての「地域」や、実際に関わる実践の場としての「地域」の他に、地域にある施設や人材等を活用する連携対象としても示されており、地域資源を活用した「地域教材の開発」が推奨されている状況がうかがえた。しかし、そのように「地域教材」を実践者が用意するだけでなく、学習者も発掘していくような「地域」との関わり方が重要であり、また常に「学習者にとっての地域」とは何か問われながら全教科・全発達段階を通じて「地域」に関する学習プログラムが組み立てられていく必要があることを導き出した。

キーワード：新学習指導要領, 地域, カリキュラム・マネジメント, 教科横断的学習, 小学校

Keywords: New Course of Study, Region, Curriculum Management, Cross-Curricula Study, Elementary School

1 はじめに

1-1 研究背景と目的

現在、わが国の学校教育は新学習指導要領の移行期にある。教育現場では、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度、高等学校は令和4年度より新学習指導要領を基にした教育が実施される。この新学習指導要領における特徴に、「カリキュラム・マネジメント」の重視、またそれによる「社会に開かれた教育課程」の実現が挙げられる。「カリキュラム・マネジメント」では、全教科でどのような資質・能力を育むのか、学校毎に子ども・地域の実態を踏まえたカリキュラム作成が求められており、その実現には地域の人的・物的資源を活用し、学校教育

の課題を社会と共有し連携する方向性が示されている。また今回の改訂で新時代に必要となる資質・能力として、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」が新たに掲げられた^{1),2)}。これらの資質・能力を育むためにも、地域などの外部リソースの活用や教科横断的な学習がより重要となっていることがうかがえる。

以上より本研究では、各教科間の橋渡ししとなるテーマとして「地域」に注目し、現在開発途上にある「カリキュラム・マネジメント」の視点も踏まえた「地域」に関する学習プランの構想に示唆を得ることを目的とする。

*兵庫教育大学大学院人間発達教育専攻生活・健康・情報系教育コース 助教

平成31年4月25日受理

**兵庫教育大学大学院教育実践高度化専攻言語系教科マネジメントコース 助教

1-2 研究対象と方法

本研究ではまず、文部科学省が提示している小学校の新学習指導要領とその解説を用いて³⁾、「地域」という用語がどの教科等に掲載されているのかを量的に探る。次に学習指導要領の範囲内で「地域」の用語がどのように提示されているのか質的な分析を行う。なお解説は、付録のある後記部分を除いた範囲を対象とする。また、学習指導要領、および解説で言及されている「地域」に関する事柄の中で、具体的な学習を構想する際に重要だと考えられる「地域教材」の活用に関する検討を行う。以上を踏まえて「地域」に関する学習のあり方について考察していく。

1-3 先行研究と本研究の意義

「地域」に関する学習は、これまで主に小学校・中学校の社会科を中心に行われてきたが、他教科においても実施されている現状がある^{4),5),6)}。

また近年では、「カリキュラム・マネジメント」の視点も踏まえた「地域」に関する実践事例が報告されている。たとえば蜂須賀(2018)⁷⁾では、愛知県西尾市立荻原小学校において小学校6年生を対象として、旧吉良町の名所間の移動の道のりや速さなどを学習する「算数」を中核としつつ、「総合的な学習の時間」に、その地域の名所を調べるという実践が報告されている。この例のように、特に小学校においては専科以外の教科等は担任が指導することが多いため、中・高等学校に比べて横断的な地域学習が行われやすいことが想定される。しかしながら各教科等で「地域」がどのように取り上げられているのかを総括するような資料はまだ存在しない。

本研究は横断的な「地域」に関する学習のあり方を探るため、各教科等に「地域」の用語がどのように提示されているのかをみていくが、これと同様に学習指導要領の「地域」に注目した研究には、花輪・西垣(2014)^{8),9)}がある。この論考では、昭和30年代から平成20年までの幼稚園・小学校・中学校・高等学校の学習指導要領を対象に、「地域」と「郷土」の用語が各教科等でどのように用いられてきたのかを調査している。これによると社会科では「昭和30年代から昭和40年代にかけて、曖昧と危惧された「郷土」の用語が、客観的とされた「地域」の用語に置き換わった」動きがあったが、全ての「郷土」が置換したわけではなかったことや、「郷土」という語が「主体性を表現する教科と親和性」を持ち続けたこと、さらに教育対象として明解な「人物」や「工芸」などの具体的な物や文化を示す「郷土」は、「先人達によって了解されてきた「これが郷土である」という(中略=稿者)「名づけられた郷土」を知る学習」であったことが指摘されている。また花輪・西垣は課題として、何を「郷土」として獲得するかは「人によって異なるため、昭和40年代に残存したような「名づけられた郷土」を提供するだ

けでは限界がある」ことから、「子ども自身が感じ取る「名づけられた郷土」にも注目していく必要がある」ことを挙げている。しかしながら当然、この論考には平成29年版の学習指導要領の記述はない。また、新しい学習指導要領を対象とした「地域」の用語に関する研究には中島(2017)¹⁰⁾がある。中島は新学習指導要領の「総則」における「地域」の記述を概観した際、「学校から地域へのアプローチ」「児童の学びのリソース」「児童の地域との交流」という3つの位置づけがなされていると指摘し、それらの観点から「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の学習指導要領における「地域」の位置づけを検討している。ただ、各教科等を含めた考察には至っていない。昭和の時代になされた「郷土」から「地域」への転換より60年程経つ現代において「地域」に着目し続ける意義は大きく、教科横断的な視点を求める今回の新学習指導要領を手がかりに「地域」の学習のあり方を探ることは、「子ども自身が感じ取り、これが郷土であると名づける」ような「名づける地域」としての新たな学習像を探ることに繋がると考えられる。

以上より本研究では、平成29年に告示された小学校の新学習指導要領を対象として「地域」に関する学習が全教科等を通じてどのように展開可能であるのか、またその際に子ども自身が「これが郷土」と感じ取れるような地域の学習をどのように配慮できるのか、その糸口を探っていく。なおその際に、学校教育において「地域」の用語は「郷土」から転換した歴史があることを踏まえ、新学習指導要領におけるその後の「郷土」の用語の実態も量的調査のみではあるが確認しておくこととする。

2 新学習指導要領にみる「地域」

2-1 新学習指導要領と解説にみる「地域」と「郷土」の用語出現数

平成29年に告示された小学校の新学習指導要領とその解説より、「地域」と「郷土」の語がどの教科等で示されているのかを探るため、まずは用語の出現数を明らかにした。その結果を示したものが表1である。

2-1-1 「地域」の語について

「地域」の用語は、「社会」62ヶ所と圧倒的に多く提示されており、続いて「家庭」11ヶ所、「生活」9ヶ所と、これらの教科に多く存在していることが分かった。また解説の方も、「社会」585ヶ所、「生活」187ヶ所、「家庭」174ヶ所と、同様の教科で多く提示されている。学習指導要領に「地域」の用語が掲載されていない教科等には、「国語」と「算数」があった。しかしこれらの教科は、解説の方で「地域」の用語の出現がみられる。したがって学習指導要領レベルでは「地域」の用語が出現していても、解説において「地域」に関する何らかの配慮や指示が行われている可能性がうかがえる。これについて

は次項でさらに分析していく。

2-1-2 「郷土」の語について

「地域」の用語に比べて「郷土」は、圧倒的に出現数が少ない。学習指導要領で「郷土」が出現する教科等は、「音楽」と「特別の教科 道徳」のみである。前回の学習指導要領においても「地域」より「郷土」の用語の方が量的に少ないことは花輪・西垣（2014）の調査において明らかになっており、今回も同様の傾向にあるといえる。

また上記2-1-1の分析状況と同様に、「郷土」の用語が学習指導要領では触れられていないが、解説において触

れられている教科等には、「国語」「社会」「体育」がみられた。かつて郷土学習は「社会」を中心に行われており、その後、郷土学習から地域学習へと転換した状況があることを踏まえると、今回の学習指導要領においても「郷土」の用語は「社会」の中から姿を消しているようにみえる。しかし解説レベルでは「郷土」の用語が出現している教科等もある。

次項では、学習指導要領に用語が出現している教科と、学習指導要領にはみられないが解説で用語が出現している教科に焦点をあて、その実態をみていく。なお本稿では紙面の関係上、「郷土」については稿を改めての分析とし、「地域」に注目した分析を行っていく。

表1 新学習指導要領と解説にみる「地域」と「郷土」の用語出現数

区分	「地域」出現数		「郷土」出現数		
	指導要領	解説	指導要領	解説	
総則	21	231	2	11	
各教科	国語	0	20	0	2
	社会	62	585	0	4
	算数	0	7	0	0
	理科	1	16	0	0
	生活	9	187	0	0
	音楽	1	15	3	17
	図画工作	2	21	0	0
	家庭	11	174	0	0
	体育	6	46	0	1
	外国語	3	23	0	0
	特別の教科 道徳	4	58	6	61
外国語活動	2	23	0	0	
総合的な学習の時間	5	247	0	3	
特別活動	5	169	0	2	

表2 発達段階毎にみる新学習指導要領の「地域」の用語出現数

区分	地域出現数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	全学年	
総則	21							21	
各教科	国語	0	0	0	0	0	0	0	
	社会	62			19	28	8	1	6
	算数	0	0	0	0	0	0	0	0
	理科	1			0	0	0	0	1
	生活	9	9						0
	音楽	1	0	0	0	0	0	1	
	図画工作	2	0	0	0	0	0	1	
	家庭	11						11	0
	体育	6	1	1	1	2	2	2	
	外国語	3						3	0
	特別の教科 道徳	4	0	0	0	0	0	4	
外国語活動	2			2				0	
総合的な学習の時間	5				0			5	
特別活動	5	0	0	0	0	0	5		
計		10	50	25	46				

表3 「第1目標」における「地域」の掲載内容

社会	全学年	(1) 地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに，様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (3) 社会的事象について，よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
家庭	第5学年及び第6学年	(4) 家庭生活を大切にできる心情を育み，家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

2-2 新学習指導要領にみる「地域」の掲載内容

2-2-1 発達段階毎にみる「地域」の用語

表1より学習指導要領に「地域」の用語が出現していた教科等は、「社会」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「外国語」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」「外国語活動」であったが、どの学年で示されているのかをまとめたものが表2である。各教科等の掲載箇所に注目すると、「第1 目標」「第2 各学年の目標及び内容」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に分かれており、具体的な学年の提示があったものについてのみ表2の各学年の箇所に掲載し、そうでないものについては表2の全学年の箇所に分類した。

低学年では特に「生活」、中学年では特に「社会」、高学年では「家庭」「社会」に集中してみられることが明らかになった。また低学年から高学年を通じて「地域」が提示されている教科として「体育」があげられるが、量的には少ない。では具体的にどのような記載内容がみられるのか、学習指導要領にある「第1 目標」「第2 各学年の目標及び内容」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の項目毎にみていく。

2-2-2 「第1 目標」の掲載教科等とその内容

「第1 目標」で「地域」の用語が出現しているのは、「社会」「家庭」の2教科であった。「社会」は小学校中学年以降で、「家庭」は小学校高学年で学習する教科であるが、「第1 目標」に「地域」の用語が登場している状況は平成20年版の学習指導要領にはみられなかった¹¹⁾。新しい学習指導要領では特に「社会に開かれた教育課程」の実現を目指そうとする姿勢が重視されているが、それが各教科等の「地域」への言及として表れていることがうかがえる。

それぞれの教科の出現箇所をみると、地域の「地理的環境」「歴史や伝統と文化」という知識獲得の面(社会)に加え、「地域の人々との関わり」を考えたり(家庭)、「地域社会に対する誇りと愛情」「地域社会の一員としての自覚」を養ったり(社会)するという、学習者自身の学習後の生き方が問われるような心情や態度形成の側面が記載されている。これら知識、心情、態度といった側面から、「地域」に関わらせようとする意図が、学習指導要領の目標の中にみられるといえる。

2-2-3 「第2 各学年の目標及び内容」の掲載教科等とその内容

「第2 各学年の目標及び内容」には、「1 目標」「2 内容」「3 内容の取扱い」が記されている。先にみた「第1 目標」は全学年を通じた目標であるが、この「1 目標」は各学年の目標として提示されているものである。この中で「地域」の用語は、「1 目標」部分には「社会」「生活」、「2 内容」部分には「社会」「生活」「家庭」「体育」「外国語」「特別活動」「外国語活動」、「3 内容の取扱

い」部分には「社会」「家庭」「体育」「総合的な学習の時間」「特別活動」にみられた。これらの項目毎にまとめたものが表4である。

「1 目標」をみると「社会」では第3学年において、身近な地域や市区町村の「安全」「産業」「様子の移り変わり」を対象に学習し、第4学年では都道府県にまで範囲を広げた「地域」を対象に、「人々の健康」「自然災害からの安全を守る活動」「伝統文化」「地域発展に尽くした先人」について知識的な学習が目指され、また両学年ともに、地域社会への「誇りと愛情」「一員としての自覚」といった心情・態度を養うことが、学年の教科目標として掲げられている。「生活」は第1・2学年において、地域の「生活に関わる」ことで、身近な人々や社会、自然との関わりを考え、それにより「地域」への「愛着」をもち、「集団や社会の一員として安全で適切な行動」がとれるようになることが目指されている。

「2 内容」をみると、「社会」の第3・4学年は、上記の「1 目標」とほぼ内容が重なっており、第5学年では、地域の「自然」「工業」「公害」が学習対象となっている。「地域」の範囲については、第3学年で「身近な地域」、第4学年で「県内の特色ある地域」、第5学年で「我が国」の範囲で「地域」を捉えるといったように、空間の広がりがみられる。「生活」においても、上記の「1 目標」とほぼ内容が重なっており、第1・2学年で、「地域」の「場所」「人」について知り、親しみや愛着をもつことや、「地域」の「出来事」を身近な人々と伝え合う活動について示されており、知識というよりも「地域」に感覚的に触れ合うことで心情・態度を学習させることが軸になっていることがうかがえる。「家庭」では第5・6学年において、家庭生活と「地域」の「人々」との関わりや協力について理解することが記されている。「体育」では第5・6学年において、「地域」の「保健」活動への理解が述べられている。教科としての第5・6学年の「外国語」は身近で簡単な事柄を話す際に「地域に関すること」が対象となっており、教科外の第3・4学年の「外国語活動」においても言語の使用場面として、児童の身近な暮らしに関わる「地域の行事」が取り上げられている。「特別活動」は全学年において、クラブの成果を地域の人々に発表する機会として示されている。

「3 内容の取扱い」をみると、「社会」の第3・4・5学年は「2 内容」の補足として、地域の「起こりうる災害の想定」「地域や自分自身の安全を守るために自分達にできること」「地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできること」など過去・未来といった「地域」の時間軸に学習者自身を重ねていくような学習方法が示されている。また「1 目標」「2 内容」には登場しなかった第6学年については政治との関連で「地域の開発や活性化」を取り上げることが記されている。「家庭」で

小学校における「地域」の学習に関する考察

表4 「第2 各学年の目標及び内容」における「地域」の掲載内容

1	目標	社会	第3学年	(1)身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (3)社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。
			第4学年	(1)自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (3)社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。
		生活	第1学年及び第2学年	(1)学校、家庭及び地域の生活に関わることを通じて、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりについて考えることができ、それらのよさやすばらしさ、自分との関わりに気づき、地域に愛着をもち自然を大切にしたり、集団や社会の一員として安全で適切な行動をしたりするようにする。
2	内容	社会	第3学年	(1)身近な地域や市区町村（以下第2章第2節において「市」という。）の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）都道府県内における市の位置、市の地形や土地利用、交通の広がり、市役所など主な公共施設の場所と働き、古くから残る建造物の分布などに着目して、身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを考え、表現すること。 (2)地域に見られる生産や販売の仕事について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）仕事の種類や産地の分布、仕事の工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （イ）消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。 (3)地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。
			第4学年	(2)人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (3)自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 (4)県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （イ）地域の発展に尽くした先人は、様々な苦心や努力により当時の生活の向上に貢献したことを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （イ）当時の世の中の課題や人々の願いなどに着目して、地域の発展に尽くした先人の具体的事例を捉え、先人の働きを考え、表現すること。 (5)県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。
			第5学年	(1)我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （イ）地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。 (3)我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ア）我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。 (3)我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 （ア）工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。 (6)我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 （ウ）関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。

2 内容	生活	第1学年及び第2学年	1の資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。 (学校、家庭及び地域の生活に関する内容) (3)地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。 (5)身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わること気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。 (8)自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を通して、相手のことを想像したり伝えたいことや伝え方を選んだりすることができ、身近な人々と関わることのよさや楽しさが分かるとともに、進んで触れ合い交流しようとする。	
		家庭 A 家族・家庭生活	第5学年及び第6学年	次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (3)家族や地域の人々との関わり ア(イ)家庭生活は地域の人々との関わりで成り立っていることが分かり、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。 イ 家族や地域の人々とのよりよい関わりについて考え、工夫すること。
	体育	第5学年及び第6学年	G 保健 (3) 病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 病気の予防について理解すること。 (オ)地域では、保健に関わる様々な活動が行われていること。	
	外国語 英語	第5学年及び第6学年	1 言語活動に関する事項 エ 話すこと [発表] (ウ) 簡単な語句や基本的な表現を用いて、学校生活や地域に関することなど、身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどを話す活 (3)言語活動及び言語の働きに関する事項 2 言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア 言語の使用場面の例 (ア) 児童の身近な暮らしに関わる場面 ・ 家庭での生活 ・ 学校での学習や活動 ・ 地域の行事 など	
			特別活動 〔クラブ活動〕	全学年
	外国語活動 英語	第3学年及び第4学年	(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 2 言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア 言語の使用場面の例 (ア) 児童の身近な暮らしに関わる場面 ・ 家庭での生活 ・ 学校での学習や活動 ・ 地域の行事 ・ 子供の遊び など	
	3 内容 の取扱い	社会	第3学年	(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ アの(イ)及びイの(イ)については、商店を取り上げ、「他地域や外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。 (3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。
			第4学年	(2) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ イの(ア)については、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ アの(イ)及びイの(イ)については、開発、教育、医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げること。 (3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア 県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに、伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを優先して取り上げること。 (4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ 国際交流に取り組んでいる地域を取り上げる際には、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。
			第5学年	(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 エ イの(イ)の「自然条件から見て特色ある地域」については、地形条件や気候条件から見て特色ある地域を取り上げること。 (2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。 (3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(イ)及びイの(イ)については、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げること。
			第6学年	(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。
家庭			第5学年及び第6学年	(1)ア (1)のアについては、AからCまでの各内容の学習と関連を図り、日常生活における様々な問題について、家族や地域の人々との協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。
体育			第1学年及び第2学年	(4)学校や地域の実態に応じて歌や運動を伴う伝承遊び及び自然の中での運動遊びを加えて指導することができる。
第3学年及び第4学年		(4)内容の「F 表現運動」の(1)については、学校や地域の実態に応じてフォークダンスを加えて指導することができる。		
第5学年及び第6学年		(6)内容の「F 表現運動」の(1)については、学校や地域の実態に応じてリズムダンスを加えて指導することができる。		
総合的な学習の時間		全学年	(5)目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。	
特別活動 〔学級活動〕		全学年	(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。(2)(3):一人一人のキャリア形成と自己実現)	
特別活動 〔学校行事〕	全学年	(1) 児童や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。		

小学校における「地域」の学習に関する考察

表5 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における「地域」の掲載内容

社会	全学年	<p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(3)博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。</p>
生活	第1学年及び第2学年	<p>1 (1)年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資力・生活・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。</p> <p>2 (1)地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うような学習活動を工夫すること。</p>
音楽	全学年	<p>2 (1)各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>エ.児童が校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。</p>
図画工作	全学年	<p>2 (8)各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。</p> <p>4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。</p>
家庭	第5学年及び第6学年	<p>1 (2)第2の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。その際、「A家族・家庭生活」の(1)のAについては、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見直しをもたせるために、第5学年の最初に履修させるとともに、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させるようにすること。</p>
	第5学年及び第6学年	<p>1 (4)第2の内容の「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。その際、「A家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにすること。</p>
	第5学年及び第6学年	<p>1 (5)題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにすること。</p>
	第5学年及び第6学年	<p>2 (5)家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるよう配慮すること。</p>
体育	全学年	<p>2 (1)学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。特に、運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導すること。</p> <p>2 (9)自然との関わりが深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意すること。</p>
外国語	第5学年及び第6学年	<p>(1)キ 学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。</p>
道徳	全学年	<p>2 (7)道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>3 (1)児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p>
総合的な学習の時間	全学年	<p>1 (1)年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資力・生活・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。</p> <p>2 (6)グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。</p> <p>2 (7)学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</p>
特別活動	全学年	<p>1 (2)各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達の段階などを考慮するとともに、第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。</p>
外国語活動	第3学年及び第4学年	<p>(1)キ 学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。</p>

は日常生活の問題を「健康・快適・安全、持続可能」の視点から家族や地域の人々と協力しあって解決していくよう指示されており、現在の自分自身が生活の中でどのように「地域」と繋がっていくのかが問われる内容となっている。「体育」は地域の実態に応じて「歌や運動を伴う伝承遊び」「自然の中での運動遊び」「フォークダンス」「リズムダンス」の指導が可能であることが提示されており、学校が所属する地域の文化資源・自然資源が色濃く反映されやすい指導内容がうかがえる。「総合的な学習の時間」は、探究課題の設定において「地域の人々の暮らし」や「伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題」を意識するよう述べられている。「特別活動」は、学級活動や学校行事において「地域における学習」や地域の実態に応じた学習活動の展開が示されている。

以上より「第2 各学年の目標及び内容」にみられる「地域」は、知識的な理解、心情・態度の養成といった学習の方向性の他に、「地域」の時間軸・空間軸を意識させるような指示が各教科にみられた。また空間軸については、発達段階毎に、身近な「地域」である市町村から都道府県、国へとその範囲が広がりながら「地域」を理解させており、「社会」だけに注目してこの広がりを見ると、発達段階を経るにつれて「身近な地域」を扱わなくなるようにみえる。しかし他教科も合わせてこの空間軸を分析すると、低学年の「生活」、中学年の「社会」、高学年の「家庭」において、常に学習範囲となっていることが分かる。したがって扱われる教科は変化しながらも、小学校全学年を通じて学習者にとって「身近とされる地域」を学び続けていることがうかがえる。しかし各教科の特性によって、どのように「身近な地域」を学ぶのかは異なってくる。また何をもって「身近な」地域であるのかについても、物理的な距離としての「身近さ」や、関係性による心理的な距離としての「身近さ」など様々な基準が考えられる。

2-2-4 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の掲載教科等とその内容

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の掲載は、学習指導要領に「地域」の用語が出現している「社会」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「外国語」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」「外国語活動」の全てにおいて確認ができた。ここではどのように「地域」が示されているのかを探った。

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において「地域」は、連携（家庭、特別活動）を行うべき対象であるとともに、学習者が関わりを把握できるようにする（生活）もので、学習内容の実践の場として「地域」を捉える（家庭）方向性が読み取れる。また、地域の実態を把握（家庭）するだけにとどまらず、それに応じた学習内容の柔軟な設定（社会、家庭、音楽、体育、図画工作、

道徳、特別活動、道徳、総合的な学習の時間）が求められている。地域の施設や人材等を活用すること（社会、図画工作、外国語活動・外国語、特別活動、総合的な学習の時間）はその具体的な方策と捉えることができる。さらにこの「地域」のリソースの活用に関しては、「地域教材の開発」も推奨されている（道徳、総合的な学習の時間）。

3 新学習指導要領の解説にみる「地域」

ここまで学習指導要領の本文中に「地域」が出現する教科の記述内容を検討してきたが、本節では学習指導要領の解説にも注目していく。解説では学習指導要領には記載しきれない詳細の指示がなされるが、本研究の調べによれば表1で確認したように、学習指導要領に「地域」の語が出現しないにも関わらず、解説のみに提示されている教科があることが明らかになった（国語、算数）。これらは教科目標として直接「地域」に関する学習を想定しないが、方法として「地域」が活用されていく際の具体像をうかがい知ることができると考えられる。そこで次項では、主にそれらの教科が示す「地域」とはどのようなものを想定しているのかを検討していく。

3-1 「国語」解説にあらわれる「地域」

まず「国語」の学習指導要領解説にあらわれる「地域」について検討する。ここでは、「思考力、判断力、表現力等」の中の「話すこと・聞くこと」の領域、および「書くこと」の領域において、「話題の設定、情報の収集、内容の検討」として「地域」への関わりを活用しようとする意図がみられる。たとえば表6に示した学習指導要領解説の記述からもうかがえる。

これらは、「地域」そのものへの認識を深めることを直接の目的としているものではなく、あくまで表現能力の育成を目的としているものである。そして、そのための題材として「地域」に関するものが位置づけられているのである。このような「地域」の位置づけは、平成20年版学習指導要領においても見られたものであった¹²⁾。これらの事例においては、「地域」は学習内容そのものではなく、学習内容を設定するための素材がある場として設定されているといえる。つまりこのことが示唆するのは、「国語」においては「地域」との関連は学習内容自体ではないため、学習指導要領には登場してこないということである。

3-2 「算数」解説にあらわれる「地域」

次に「算数」について、学習指導要領解説では「目標」の解説箇所から「地域」に言及されている。「算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度」に関して、この「生活」という語の内実には、「地域社会での生活」が含まれることに言及した解説である。ここでは、学習した成果を発揮する場、または学習内容を習得する過程の

一部を担うことを期待されている場として「地域」が捉えられているといえる¹³⁾。またこのことは、学習者の主体的な「地域」への関わりを求めていることがうかがえる。

「第2 各学年の目標及び内容」に目を移したとき、その性格はより具体的に示されている。「算数」では第3学年の「イ 思考力・判断力・表現力等（ア）数のまとまりに着目し、大きな数の比べ方や表し方を考え、日常生活に生かすこと」の「日常生活に生かすこと」として、「第3学年では社会科の学習も始まり、地域のことを調べていく過程で見付けることのできる数について、その大きさをつかんだり読んだりすることで、学習を生かしていく。」という内容が示されている。また、第6学年の「ア 知識及び技能（ア）代表値の意味や求め方」に関する箇所でも、「ドットプロット」の例として「学級内で地域の空き缶拾いの缶の数を調べてまとめた」ものが示されており、これも地域社会で生活との関わりにおいて数を意識させるものといえる。

4 具体的な学習設計に向けた「地域教材」の活用のあり方

前節では小学校学習指導要領の本文中には「地域」の語が出現しないが、解説のレベルでは提示されている教科「国語」「算数」の学習指導要領解説を取り上げて検討を行った。この中では、学習内容の習得過程の一部として、「地域」で学習内容を活用するということが想定されていることや、学習内容を設定する際の題材として「地域」が想定されていることを明らかにした。これらは、目標として「地域」を設定するのではなく、方法として「地域」を用いる学習といえる。

さて、このような立場に立って、より具体的な学習像を想定するとき重要となるのが、「地域教材」の活用である。「カリキュラム・マネジメント」の観点において地

域リソースの活用が訴えられていることから、学習指導要領において「地域教材」の活用には肯定的な記述がみられる。しかしながら、ただ単に「地域教材」を使えば良いということではないと考えられる。つまり、いかに「活用」すべきなのかを検討する必要がある。そこで本節では、学習指導要領解説中の「地域教材」に関する箇所を整理しつつ、学習を具体的に設計する際に考慮すべき「地域教材」の活用のあり方について検討する。

4-1 学習指導要領解説における「地域教材」

「地域教材」に関する記述は、複数の教科等の学習指導要領解説に登場する¹⁴⁾。先にも示した通り、学習指導要領の本文中に「地域教材」または「地域の教材」という文言が出現するのは、「道徳」、「総合的な学習の時間」である。それぞれの学習指導要領解説の該当箇所に、他教科の解説で「地域教材」の文言が登場する「社会」、「理科」の「指導計画の作成と内容の取扱い」に関する箇所も加え、表7に示す。これらの引用箇所からは、身近な「地域」のもの・ことに親しむことが、教科のねらいを達成する際に有効に機能するという見方がうかがえる。

また、「地域教材」という文言自体は登場しないが、先に確認した「国語」でも地域の素材を教材とすることを推奨している箇所が見受けられる。それは「各学年の内容」の「我が国の言語文化に関する事項」において、使用されるべきとされる教材に関する言及の中にある。表8は、その記述を整理したものである。

これらを教材として使用することを推奨する議論からは、学習者が生活している「地域」の言語文化に触れることで、我が国の言語文化に親しむことができるという価値観が窺える。このような価値観は、平成20年版学習指導要領解説においてもあらわれていたが、教材の例の中で「地域」に言及した数は増加している¹⁵⁾。これは「地域」重視の性格をより強く打ち出そうとするものと解釈することができる。

表6 「国語」「話すこと・聞くこと」「書くこと」領域の解説における「地域」に関する記述

学年段階	領域	該当する指導事項と、解説での「地域」に関する記述
第1学年及び第2学年	話すこと・聞くこと	ア 身近なことや経験したことなどから話題を決め、伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。 「話題を設定する上で第1学年及び第2学年にふさわしい対象として、身近なことや経験したことなどを挙げている。例えば、学校や家庭、 <u>地域における身近な出来事や自分が経験したこと</u> などが考えられる。」
第3学年及び第4学年	書くこと	ア 目的を意識して、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。 「話題の設定については、学校や家庭、 <u>地域のこと</u> など、児童が日常生活の中で興味や関心をもっていることから <u>話題を決めることを求めている。</u> 」 言語活動例 「例えば、学校行事について案内する文章や、 <u>地域の活動</u> などでお世話になった方々へのお礼の手紙を書く活動が考えられる。」
第5学年及び第6学年	書くこと	ア 目的や意図に応じて、感じたことや考えたことなどから書くことを選び、集めた材料を分類したり関係付けたりして、伝えたいことを明確にすること。 「 <u>家庭や地域、学校生活での学習</u> などで感じたり考えたりしたことから選択して書く題材を決めることである。」

表7 解説中の「地域教材」への言及箇所

教科等	地域教材への言及箇所
道徳	<p>ウ 地域教材の開発や活用への協力を得る</p> <p>地域の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、民話や伝説、歴史、産業、自然や風土などを題材とした地域教材などを開発する場合に、地域でそれらに関するに従事する人や造詣が深い人などに協力を得ることが考えられる。教材の開発だけでなく、授業でそれを活用する場合にも、例えば、資料を提示するときに協力を得る、話し合いを深めるために解説や実演をしてもらう、児童の質問に回答してもらうなどの工夫が考えられる。また、地域教材を活用する際に、地域人材の協力を得ることは、授業の効果を一層高める効果が期待できる。</p> <p>道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるため、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。</p>
総合的な学習の時間	<p>地域の人の協力や地域の教材、学習環境の活用などに当たっては、総合的な学習の時間の学習に協力可能な人材や施設などに関するリスト（人材・施設バンク）を作成したり、地域の有識者との協議の場などを設けたりする工夫も考えられる。</p>
社会	<p>地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにすることは、地域にある素材を教材化すること、地域に学習活動の場を設けること、地域の人材を積極的に活用することなどに配慮した指導計画を作成し、児童が興味・関心をもって楽しく学習に取り組めるようにすることである。</p> <p>各学校においては、まず、教師自身が各学校の置かれている地域の実態把握に努め、地域に対する理解を深めるようにする。そして、地域の素材をどのように受け止め、地域の人々や施設などからどのような協力が得られるかについて明確にする必要がある。それらを基に、地域の素材を教材化し、地域の施設を積極的に活用したり地域の人々と直接関わって学んだりする学習活動を位置付けた指導計画を作成することが大切である。</p>
理科	<p>野外に出掛け、地域の自然に直接触れることは、学習したことを実際の生活環境と結び付けて考えるよい機会になるとともに、自分の生活している地域を見直し理解を深め、地域の自然への関心を高めることにもなりうる。（中略＝稿者）地域教材を扱う理科の学習では、できるだけ地域の自然と触れ合える野外での学習活動を取り入れるとともに、遠足や野外体験教室、臨海学校などの自然に触れ合う体験活動を積極的に活用することが重要</p>

表8 国語「我が国の言語文化に関する事項」の教材に関する指示

学年	事項	使用する教材に関する指示
第1学年及び第2学年	ア	「古事記、日本書紀、風土記などに描かれたものや、地域に伝わる伝説など」
	イ	「地域の人々による民話の語り」
第3学年及び第4学年	ア	「地域に伝わる言葉遊びに触れたり、郷土のかるたで遊んだりする活動を通して地域特有の言語文化」
	イ	「各地域に縁のある歌人や俳人、地域の景色を詠んだ歌や句」
第5学年及び第6学年	ア	「唱歌や文語調の校歌、各地域に縁のある作品など」
	イ	「言語文化への興味・関心を深めるために、能、狂言、人形浄瑠璃、歌舞伎、落語などを鑑賞したり、年中行事や地域に伝わる祭事などを調べたりすること」

ただ、これら「地域教材」を用いた学習の達成は、既存の教科書教材の使用のみでは不可能といえる。国語科を例にすれば、府川（2005）¹⁶⁾は現在の検定教科書について、「掲載されている教材は、全国版の教材でしかない。地域の言語文化に目を向けるような仕上がりにはなっていない」と述べている。つまり、全国共通版である教科書教材は、「地域」の色を打ち出すのが難しいのである。この状況に対する課題意識は、古くから存在した¹⁷⁾。特に昭和初期に展開された郷土教育論の中では、この視点から各地域・学校単位での「郷土読本」の編纂が盛んに行われた。現代においても「地域」を重視するという思潮の存在は、その当時と同様に実践者による教材開発、そして学習材化の必要性を示唆するのである。

4-2 「地域教材」活用のあり方

しかしながら、実践者による教材開発、学習材化のみでは十分なものとはいえない。その理由を、先と同様に国語科の歴史的な視点から考えると、戦後初期の国定国語教科書の作成を中心的に行った石森延男が戦前、旧満洲国で『満洲補充読本』という満洲独自の教科書を編纂し、在留邦人向けの国語教育の地方化、郷土化を目指した際の事例を挙げるができる。『満洲補充読本』に対して現地国語教育関係者から好意的な声が多く寄せられるなかで、それに対する課題意識を持った者も存在した。その課題意識の一つに、奉天千代田小學校國語部（1934）¹⁸⁾が示した「この地に育つた、この地の児童の見た満洲色だらうか」というものがある。すなわち、実践者がいくらか地域教材を開発したとしても、それは学習者

の捉える「地域」と距離のあるものになってはいないかという危惧である。この事例は、なにも当時の旧満洲国のみに通じることではないと考えられる。この点において、実践者による教材開発、学習材化には限界がある。それでは、どのようにすれば学習者の捉える「地域」と「地域教材」にあらわれる「地域」の間の距離を少なくすることができるのであろうか。その答えの一つが、たとえば学習者に「これこそが自分の考える、地域の性質・特質が表れた教材である」といえるものを発掘させるような、学習者に主体的な地域への関わりを持たせることだと考えられる。つまり、実践者が用意した「地域」像があらわれた教材を提示することとともに、学習者自身によって、「地域」像があらわれた教材を発掘できるような場が設定されることが肝要であるといえる。

5 考察及びまとめ

本研究は「カリキュラム・マネジメント」の考え方を踏まえつつ、全教科を通じて子どもや地域の実態に応じた「地域」に関する学習のあり方を探った。学習指導要領を対象とした調査の結果、「地域」に関する用語は、低学年で「生活」、中学年で「社会」、高学年で「家庭」「社会」に集中してみられた。またそこで学習する「地域」とは、市区町村、都道府県、国といった空間レベルの差異があり、また過去・現在・未来といった時間レベルの差異もみられた。そして「地域」との親密性を育もうとする指示もみられた。さらに地域の実態（人、自然、歴史、文化、伝統など）の知識的理解や、学習者自身が「地域」との関係性を築く中で心情を育む学習など、地域自体を知らせようとする「目的概念」としての学習が各教科に点在してみられた。また人や場所やモノなどの地域資源の活用にもみられるように、地域を知ること自体を直接の学習目標としているわけではないが、「地域」を活用しながら各教科の目標を達成しようとする「方法概念」としての学習も混在していることがうかがえた。山口(2002)¹⁹⁾によれば、両概念は社会科の地域学習においても混在しており、どちらが重視されるかは時代によって変わるとされている。

近年注目されている「カリキュラム・マネジメント」においても、地域資源の活用や地域連携といったように「方法概念」としての「地域」に関する学習の方向性がうかがえる。しかし「そういうものがあるのか」といった

ような客観的事実の学習だけでは、自分には関係のないこととしてとどまってしまう。今回の新学習指導要領が目指すところの一つにもある「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」という軸は、全教科を通して学習者が「地域」と関係性を結んでいく「目的概念」としての展開可能性が潜んでいるといえる。したがって「カリキュラム・マネジメント」においては、単に地域資源を活用して各教科の目標を達成しようとするだけでなく、何のために「地域」を活用していくのかが、今以上に問われていくことが必要である。それは生育地で一生を過ごすことが多かったかつての日本社会とは違い、現代社会はどの場所に住んだとしても、自分自身が「地域」との関係性をつくりだし、その住んだ「地域」に頼り頼られながら暮らすとともに、「ふるさと納税」や「関係人口」²⁰⁾にみられるような、自分が生活する空間ではない「地域」についても関係性を築いていく力が必要とされている。このようなライフスタイルの中で、何のために「地域」の学習が行われるのか、人と「地域」の結びつきはどうあるべきなのか、教師だけでなく、個々の学習者も共に考えていけるような「地域」の学習が求められているのではないだろうか。

以上を踏まえると、4節で検討したように、授業設計者である教師のみが地域教材を開発してだけでなく、教材選定の主導権が学習者にも委ねられるような柔軟な授業づくりが望まれる。この視点は、先行研究にみられたように、「郷土」の学習において「子ども自身が感じ取り、これが郷土であると名づける」視点の余地、つまりは郷土への心情が生まれやすいような状況を残しておくことと重なるものがある。「地域」の学習においても同様に、既に先人によって「名づけられた」、不動であるような地域の事実が、学習者自身とどのように結ばれていくのか、学習者が「名づける地域」が構築されていくことの必要性がみえてくる。それは自分次第で「地域」と結びつきを深めていくことでもあり、「心理的距離」とも表現できる。これは今までの地域学習でも提示されてきた、発達段階とともに学習する空間範囲が広がるような同心円拡大理論に基づいた物理的距離とは異なる「距離」である。つまり地域との関係性を直接結ぶ主体である学習者本人が、どの程度心理的な「距離」を縮め「親しみがある地域」にできるのか、これが「地域」に関する学習の現代的課題の本質であると考えられる。

表9 現代において学習対象と想定しうる多彩な「地域」

①時間軸	②空間軸	
	物理的	心理的
A.地域の過去の事柄	a.身近な地域（市区町村・地区）	α.親しみがある地域
B.地域の現在の事柄	b.都道府県内の地域	β.疎遠な地域
C.地域の未来の事柄	c.国内の地域	γ.忌避的な地域

したがって「地域」に関する学習は、地域の実態を把握するだけにとどまらない、その人の生の充実に向けて土地と繋がっていくような²¹⁾プログラムが各教科で展開される必要がある。また新学習指導要領にもみられたようなA.過去・B.現在・C.未来といった①時間軸の学習や、a.市区町村・b.都道府県・c.国内といった「物理的距離」としての②空間軸に加え、 α .親しみ・ β .疎遠・ γ .忌避といった「心理的距離」としての③空間軸の存在も意識されながら、各教科の特性を生かした横断的学習が行われることが望ましいのではないだろうか。そしてその際には表9のような指標が、多彩な「地域」の学習対象をカリキュラムとして計画的に扱っていく際のヒントとなるだろう。

最後に、子どもや地域の実態に応じた「地域」の学習においては、常に学習者が存在している「いま」「ここ」を振り返り「自分ごと」として学べる学習が展開されていくことが理想といえる。しかし生育環境としての「いま」「ここ」の場所に「親しみ」を抱きにくい、または「忌避的」なネガティブ感情が生み出される場合も想定される。上記の問題がどのように配慮されていくのかは今後の課題といえるが、「学習者にとっての地域」とは何かを常に問われながら「地域」の学習プログラムが全教科・全発達段階を通じて組み込まれていくことは、今後人々が世界中のどこに住んだとしても「いま」「ここ」を大事にしながら暮らしていくための礎を築いていくことになるのではないだろうか。

注

- 1) 「VIEW21」ベネッセ 2016 vol.4 p.2
https://berd.benesse.jp/up_images/magazine/VIEW21_kyo_2016_04_all.pdf (2019/4/12参照)
- 2) 「新しい学習指導要領の考え方 - 中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ -」平成29年度 小・中学校新教育課程説明会(中央説明会)における文部科学省説明資料、文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf (2019/4/12参照)
- 3) 文部科学省のホームページでデジタル化されている学習指導要領・解説を用いた。
「小学校学習指導要領」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf (2019/4/12参照)
「小学校学習指導要領解説」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm (2019/4/12参照)
- 4) 奥知子 (2016)「地域の教材「宝蔵寺みそ」を用いた小学校家庭科の授業実践—ゲストティーチャーの活用を

- 通して「地域」から学ぶ—」『日本家庭科教育学会誌』59(3), pp.156-161
- 奥は、小学校における「地域」に学習として、「家庭」では埼玉県羽生市の「宝蔵寺みそ」を教材化し、「宝蔵寺みそスペシャルメニュー」を開発するという活動を組み込んだ実践を検討している。
- 5) 久慈達也・山崎均 (2011)「学校博物館との連携による郷土資料を活かした小学校図画工作科授業の提案」『神戸芸術工科大学紀要芸術工学』2011, pp.1-16
久慈・山崎は、「図画工作」では兵庫県三田市の小学校5年生を対象とした、「三田市周辺に多く見られる「狛犬」を題材に用い」、段ボール箱での制作を行うなどの活動を取り入れた実践などを報告している。
 - 6) 神野正喜 (2003)「地域とのかかわりを生かす国語教育—「平和について考える」の実践を通して—」『月刊国語教育研究』No.370, pp.10-15
神野は、「国語」と「総合的な学習の時間」を通じた事例として、広島の小学校6年生を対象とし、アニメ映画の視聴や、実践者によって紹介された参考図書を読み、広島の平和記念公園の「原爆の子の像」のモデルである佐々木貞子さんの情報をまとめ、原爆の語り部の話を聞くという単元「平和について考える—さだ子さんの生涯に学ぼう—」を報告している。
 - 7) 蜂須賀渉 (2018)「地域を教材化するカリキュラム・マネジメントの推進—「総合」「ESD」の視点で展開する算数学習—」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 地域協働研究』4, pp.59-68
 - 8) 花輪由樹・西垣安比古 (2014)「学習指導要領における「郷土」から「地域」への変遷に関する考察—昭和40年代に存在し続けた「郷土」への着目—」『日本建築学会計画系論文集』Vol.79 No.705, pp.2497-2505
 - 9) 花輪由樹 (2015)「住まいの教育における「名づける郷土」と「名づけられた郷土」の共存に関する考察—E. シュプランガーの郷土観より—」『日本建築学会計画系論文集』Vol.80 No.712, pp.1445-1451
 - 10) 中島悠介 (2017)「新学習指導要領における「地域」の位置づけに関する考察—小学校における「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」を中心に—」『地域連携教育研究』第1号, pp.97-103
 - 11) 平成20年版の学習指導要領の「社会」「家庭」の「第1目標」の部分は「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」(社会)「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にす的心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態

度を育てる。」(家庭)であった。「家庭」については平成20年版の学習指導要領で、全体目標ではなく各学年の内容において「地域」の用語に類似する「近隣の人々」という表現が使用されていたが、それが「地域」という言葉に改まり、さらに全体目標として掲載されるようになっていく。

- 12) たとえば平成20年版学習指導要領解説では、第1学年及び第2学年の話すこと・聞くこと領域の「ア 話題設定や取材に関する指導事項」として、「「経験したこと」は、低学年であることを考え、学級や学校、地域や家庭の行事に参加したこと、学校や地域を探索してきたことなどから取り上げていくようにする。」ことが求められている。
- 13) たとえば「音楽」でも同様に、「児童が音楽科の学習で得た音楽経験を、学校生活や家庭、地域社会での生活に生かすことによって、生活は明るく潤いのあるものになっていく。」という記述や「図画工作」での「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力とは、図画工作科の学習活動において、児童がつくりだす形や色、作品などや、家庭、地域、社会で出会う形や色、作品、造形、美術などと豊かに関わる資質・能力を示している。」という記述がある。
- 14) 「地域」という文言は使用されていないものの、国語科において「地域」に関わる事柄に「方言」がある。ここでいう「方言」とは、地域方言のことを指しているためである。新学習指導要領では第5学年及び第6学年において、我が国の言語文化に関する事項として、「ウ 語句の由来などに関心をもつとともに、時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いに気付き、共通語と方言との違いを理解すること。」が示されている。
- 15) 平成20年版学習指導要領解説・国語の中の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕において「地域」に言及していたのは、第1学年及び第2学年「古事記、日本書紀、風土記などに描かれたものや、地域に伝わる伝説など」、第3学年及び第4学年「各地域に縁のある歌人や俳人、地域の景色を詠んだ歌や句」のみであった。
- 16) 府川源一郎(2005)「地域言語文化の発見と創造」科学的『読み』の授業研究会編『国語科小学校・中学校新教材の徹底研究と授業づくり』学文社、pp.162-163
- 17) 保科孝一(1932)『国語教育を語る』育英書院、pp.80-81
保科は「今日のごとき教科書を専用する場合には、教育の地方的色彩が乏しくて、なんらの特徴もないきわめて平淡なものになってしまう恐がある。(中略＝稿者)郷土教材に重きをおく(ママ)必要はふかく論ずるまでもない」と述べている。
- 18) 奉天千代田小学校国語部(1934)「讀方教材の時間配

當と配列」『南滿洲鐵道株式會社地方部學務課 研究要項(初等學校)』第二輯、pp.1-62

- 19) 山口幸男(2002)『社会科地理教育論』古今書院、pp.135-137
山口によれば、目的概念とは地域の学習それ自体を学習の目的とするもので、地域の知識・理解をはかるといふ知的側面と、地域の発展に貢献しようとする態度の育成といった情意的・態度的側面とがあることが記されている。また方法概念とは、地域の学習をその後の学習のための方法として位置づけるもので、社会科でいえば地理学習に関する興味関心を喚起させたり、地理的見方・考え方を身につけさせたりすることをねらいとするなどがあるという。山口が分析している学習指導要領は平成10年版までであるが、これまで「小学校中学年の地域学習は主として目的概念としての捉え方であり、中学校地理的分野の身近な地域の学習は目的概念と方法概念の両者が含まれていて、そのどちらに重点が置かれているかは時代によって変わってきた。」と分析されている。
- 20) 『「関係人口」ポータルサイト』、総務省
<http://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/> (2019/04/18 参照)
総務省によると、「「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと」を指しており、地方圏における「地域づくりの担い手不足という課題」に対し、「「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている」と説明されている。
- 21) エドゥアルト・シュブランガー著 岩間浩訳(1981)『小学校の固有精神』槇書房
シュブランガーは、自分自身の世界観である「固有世界」とその外側にある「文化世界」との関係性について述べており、両者が分離したり、どちらか一方が活躍したりするようでは人間としての本質を失うため、両者双方向に往来可能な橋を架けることが小学校の役割とされ、また人間のあり方は常に「固有世界」から出発することを忘れてはいけないと主張している。「固有世界」は自身の世界であるため狭い眺望であるが精神を生き生きとさせるために重要な役割を担うとされている。したがって、その人の生の充実に向かう延長に地域の学びがあるという方向性がここにはみられるのである。